

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1. 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1)国に対する負担金の請求

市が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等は、県保護計画に準じて定める。この場合、国に対する費用の請求は、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2)関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2. 損失補償及び損害補償

(1)損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、補償を行う。

(2)損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、損害補償を行う。

3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、県に対して損失の請求を行う。

4. 市民の権利利益の救済等

(1)市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合、市民からの問い合わせに対応する総合的な窓口を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得るなど、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

(2)市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手續に関連する文書を適切に保存する。これらの手續に関する文書は、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行い、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合は、保存期間を延長する。